

4 教育・研究

1 教育主体の多様化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(4)	都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直し促進 (文部科学省)	小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促す。		措置済		(文部科学省) 小学校設置基準・中学校設置基準等に関する説明会(平成14年4月24日)や平成14年度第1回都道府県私立学校主管部課長会議(平成14年9月27日)等で、各都道府県の私立学校主管部課に対し、私立小・中学校の設置の促進という設置基準策定の趣旨が反映されるよう、設置認可基準の見直しを促した。	教育 イ
(4)	私立学校審議会の在り方の見直し (文部科学省)	a 私立学校審議会は、私立学校の自主性を確保する観点から、私立学校行政に関する所轄庁の権限行使に当たり、私学関係者の意見を反映するために設けられており、現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を同審議会の構成員数の4分の1以上にはならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、例えば、上記規定の在り方や、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	(文部科学省) 私学の自主性を担保し、所轄庁の私立学校に対する行政の適正に期するという私立学校審議会の意義・目的は引き続き重要であるが、委員の構成等については当該地域の実情に応じて、公立学校関係者、保護者等を委員として任命することが可能となるよう、私立学校審議会の構成員の比率及び委員候補者の推薦に関する私立学校法の規定を削除する旨の結論を得た。(平成15年3月17日中央教育審議会初等中等教育分科会において報告)	教育 イ a
(6)	インターナショナル・スクールに関する制度整備 (文部科学省)	インターナショナル・スクールについては、その定義を明確化した上で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく私立学校に準じた取扱いとなるよう各種の支援措置を検討し、所要の措置を講ずる。 また、インターナショナル・スクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、例えば中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大する。		措置		(文部科学省) 支援措置の一環として、一定のインターナショナル・スクールを設置する学校法人・準学校法人が特定公益増進法人に追加された。(平成15年度税制改正、平成15年4月1日施行) 高等学校の入学機会の拡大については、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第12号)により、中学校卒業程度認定試験の受験資格を緩和した。(平成15年4月1日施行) なお、大学への入学機会の拡大については、検討中。	教育 イ

2 教育主体に関する情報公開の促進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	大学の情報公開の促進 (文部科学省)	<p>a 私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進する。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、大学は、財務状況に限らず、教育環境(教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等)、研究活動、卒業生の進路状況(就職先や就職率等)など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供する。</p>	検討	措置済		<p>(文部科学省) 所轄学校法人に対し、平成14年度の学校法人の財務の公開状況、公開方法、公開している財務書類等を具体的に提示したうえ、現在非公開の学校法人は早急に公開に向けた取り組みを行うとともに、公開している学校法人についても方法や内容を見直し、改善を図るよう通知を発出した。(平成15年3月27日付け文部科学省高等教育局私学部長通知14文科高第903号)</p> <p>また、各国公立大学に対して発出した「平成15年度大学入学者選抜実施要項」(平成14年5月17日文部科学省高等教育局長通知14文科高第170号)において、教育、研究の内容等の積極的な提供に配慮するよう周知を図るとともに、大学の教育研究活動等に関する情報の積極的な提供について提言した中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月5日)を各大学に送付した。</p>	教育 ウ a
(3)	第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入 (文部科学省)	<p>b 社会のニーズを反映した客観性の高い認証評価制度を構築するため、民間研究者、外国人研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含めるものとする。</p>		措置済		<p>(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法を改正し、大学に対する第三者(文部科学大臣の認証を受けた評価機関)による定期的な評価制度を導入した。(学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)、平成16年4月1日施行)</p>	教育 ウ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	学校の自己点検評価と情報開示 (文部科学省)	b 自己点検評価や情報提供に関し、学校の積極的な取組を推進し、評価項目や評価手法、情報提供の内容・方法等が適切なものとなるよう、教育委員会等に対し促す。また、外部評価を含む学校評価を促進することを教育委員会等に対し促す。		措置済		(文部科学省) 小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)等において、学校が自己点検・自己評価の実施とその結果の公表に努めること、保護者等に対して情報を積極的に提供することを規定(平成14年4月1日施行)するとともに、施行通知(小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年3月29日事務次官通知13文科初第1157号))や都道府県教育委員会等に対する説明会(平成14年4月24日)等で取組みを促した。	教育イ25b

3 初等中等教育の活性化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	教育プログラムの多様化の推進 (文部科学省)	創造性豊かな人材の育成を進める観点から、各学校段階間の連携等、各学校において、創意工夫に満ちた教育課程の編成や多様な指導が行われることを一層推進する。		措置済		<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年度より、選択学習の幅の拡大や「総合的な学習の時間」の新設など、学校において、創意工夫を生かした多様な教育課程を編成することを可能にする新しい学習指導要領を実施した。</p> <p>さらに、このような新しい学習指導要領の趣旨が実現されるよう、新しい学習指導要領の理解推進のための教員用・保護者用のパンフレットの配布(平成14年3月～)、各都道府県の指導主事、教員等を対象とした各種会議・説明会の開催、先進的な取組を掲載した「総合的な学習の時間」の実践事例集(第2集)の作成・配布(平成14年12月25日)、学校において、学習指導要領に示していない内容の学習など、発展的な学習等を実施する際の参考となるよう、指導上の工夫のポイントなどに関して事例をまじえて解説した教師用の「個に応じた指導に関する指導資料」(小学校:算数、理科 中学校:数学、理科)の作成・配布(平成14年8月及び9月)等により各学校における取組みを促した。</p>	教育イ

4 高等教育の活性化と産学連携の推進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	学部・学科の設置規制の柔軟化 (文部科学省)	<p>a 大学が主体的な判断により機動的に編成できるように、国立大学の法人化を待たず、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更することにより、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することを図る。</p> <p>また、大学院の目的として高度専門職業人養成を明確化し、高度専門職業人に特化した「専門職大学院」を創設する。専門職大学院については、教員の相当数は実務経験者とし、また、第三者評価には、輩出した人材のレベルに関する社会的評価を重視する。</p>		法案成立、公布	措置 (15年4月施行)	<p>(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。 また、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に特化した教育を行う専門職大学院の制度を整備するとともに、その教育研究活動の状況について、第三者(文部科学大臣の認証を受けた評価機関)による定期的な評価を受ける制度を導入した。(学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)平成15年4月1日施行、第三者評価については、平成16年4月1日施行) さらに、専門職大学院を設置するのに必要な最低基準である専門職大学院設置基準を制定し、この基準において、専門職大学院の専任教員のうちには、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとした。(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)平成15年4月1日施行)</p>	教育ウ a
(2)	大学・学部等の設置審査に係る基準の見直し (文部科学省)	<p>大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、全体として最低限必要な基準となるように厳選した上で、告示以上の法令で規定することにより一貫性を高め、明確化を図る。</p>		省令・告示制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	<p>(文部科学省) 平成14年8月、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 これを受けて、大学の設置審査に係る基準について、必要性を吟味し、整理を図るとともに、一貫性を高め、明確化を図る観点から、告示以上の法令で規定した。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)、平成15年文部科学省告示第43号、平成15年文部科学省告示第44号、平成15年文部科学省告示第45号、平成15年4月1日施行)</p>	教育ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し (文部科学省)	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という方針は、大学の設置等に対する参入規制として働くと考えられることから撤廃する。		措置済		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 これを受けて、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。(平成15年1月24日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会、平成15年4月1日より適用)	教育ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和 (文部科学省)	a 校地面積に係る基準や校地の自己所有要件を、平成14年度中に大幅に緩和する。また、大学設置・学校法人審議会の内規において、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」とされている規定については廃止する。		省令・告示 制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 平成15年1月23日、中央教育審議会答申「大学設置基準等の改正について」を受け、「大学設置基準」(昭和31年文部省令第28号)等を改正し、校地面積は校舎面積の3倍とするという従来の基準を緩和し、収容定員1人当たり10平方メートルとした。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)平成15年4月1日施行) また、自己所有要件についても、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)の改正により、校地基準面積の2分の1以上が自己所有であることという従来の基準を緩和し、校舎基準面積相当分以上(校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上)が自己所有であることとした。(平成15年文部科学省告示第41号、平成15年4月1日施行) さらに、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」という内規の規定を廃止した。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)平成15年4月1日施行)	教育 ウ a
		b 将来的には、構造改革特区において専門職大学院について校地を不要としたことの影響も見つつ、大学としての質の確保と継続性に配慮した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更なる見直しについて検討する。		14年度以降継続的に検討		(文部科学省) 大学院教育に対する社会的ニーズの高まりを踏まえ、新たに、大学院大学についても、定量的な校地面積基準を定めないこととし、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)を改正した。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)平成15年4月施行)	教育 ウ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	国立大学教員の企業での兼業の促進 【人事院】	商法(明治32年法律第48号)が改正され、社外取締役(同法第188条第2項第7号ノ2)が規定されたことを受け、関係制度の変化や公益性に関するコンセンサスの形成状況を見極め、国立大学教員の社外取締役との兼業について、法制面についても有識者の意見を聴取しつつ、解禁について検討を行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)		検討・結論		(【人事院】) 国立大学教員の社外取締役(商法第188条第2項第7号ノ2)との兼業について、法制面について公法学者、商法学者等の有識者の意見も聴いた上で検討した結果、社外取締役は、会社の業務執行を直接行うものではないが、取締役会の構成員としての権限及び責任は他の取締役と基本的に同等であって、営利追求を含め会社経営の基本方針等の重要な事項の決定に参画することに変わりはなく、当該兼業について、全体の奉仕者という国家公務員の基本的性格との関係で問題があり、現行の制度を維持することとした。	教育 工
(3)	学校外教育の認定の促進 (文部科学省)	国内外の大学や民間の教育機関が連携して取り組める環境を整備するため、例えば、民間企業やNPOにおける起業家講座やインターンシップ等、起業家や経営スタッフの育成に資する学校外での学習のうち、一定の質を満たす場合については、これを大学の単位として認定することを促進し、人材育成面での産学連携を加速する。		措置済		(文部科学省) 「大学における教育内容等の改革状況について」(平成14年11月)において、インターンシップやボランティア活動など学校外での学習を単位認定している大学数等を調査・公表し、その取組の促進を図った。	教育 ウ22
(3)	若手研究者の参画の推進 (文部科学省)	大学と産業界との連携の一環である受託研究や共同研究において、ポストドクターや大学院生の若手研究者に発明の機会を与え、発明に対するインセンティブを持たせるために、企業からの受託研究の研究代表者となることなど若手研究者が積極的に参画することを推進し、人件費等の配分についても、自由に大学で決定できるようにする。		措置済		(文部科学省) 企業との共同研究・企業からの受託研究に加えて、政府機関との共同研究・政府からの受託研究に従事する非常勤職員(学生含む)に対しても、大学の判断により、能力に見合った給与の支給を一定の範囲内で可能にすること、また能力に見合って支給出来る給与の額の範囲を拡充することにより、共同研究等に参画する若手研究者へのインセンティブを持たせた。(平成14年7月15日付文部科学省研究振興局長、大臣官房人事課長通知14文科振第185号) また、共同研究等への若手研究者の参加を推進するよう各機関へ文書で通知した(平成14年7月19日付文部科学省研究振興局研究環境・産学連携課技術移転推進室長事務連絡)	教育 工